

平26福情答申第11号

平成27年 3月10日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき,平成26年7月3日付け総人第431-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて,別紙のとおり答申いたします。

記

「特定職員の懲戒処分に関する文書の一切」の非公開決定 (存否応答拒否) の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定職員の懲戒処分に関する文書の一切」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

**第2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成26年5月15日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成26年5月2日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年5月15日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年6月16日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

- (1) 職員を特定して行った公文書公開請求については、当該職員に関する特定事実が報道機関に報道され、当該特定事実に対して判決が出た際にも改めて報道がなされており、福岡市も記者会見で氏名その他を明らかにしていることであ

る。

- (2) 従って、当該職員に関する特定事実は公知の情報であることは明らかであり、個人情報として保護する利益そのものが存在せず、実施機関が公開しないのは違法であるから、存否応答拒否による本件決定を取り消すよう求めるものである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年7月30日付け弁明意見書及び同年11月26日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

一般的に「職員の懲戒処分に関する文書」としては、懲戒処分の発令に係る一連の決裁文書である発令同等が該当する。

### (3) 処分庁が本件非公開決定処分を行うに至った理由

ア 「特定職員の懲戒処分に関する文書」としての発令同等については、その存否を明らかにすることで、当該個人が関与している事実の有無が明らかとなり、条例第7条第1号で個人情報を非公開情報として保護する利益が損なわれてしまうこととなるため、非公開決定（存否応答拒否）としたものである。

イ なお、懲戒処分の公表時において、一旦は被処分者の年齢、所属、役職名あるいは氏名等を明らかにする場合もあるが、これは報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に応答するに際して、公益性や事案の重大性から、特定の個人情報を提供することが特に必要と判断される場合に限り公表しているものであって、条例第7条第1号ただし書のアに規定される「慣行として公にされる情報」には該当しない。

同様に、過去の報道等において、一旦は被処分者の氏名その他が明らかにされた事情があったとしても、そのことのみをもって、条例第7条第1号た

だし書のアに規定される「慣行として公にされる情報」に該当するとは解されない。

仮に、懲戒処分の公表ないしは過去の報道等において、一旦は被処分者の氏名その他が明らかにされた事情が認められる場合を、一律に「慣行として公にされている情報」と解するのであれば、将来にわたって、センシティブ情報を含んだ個人情報が公表され続ける結果となり、妥当でない。

ウ 上記主張は、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、基本的人権の尊重という観点から最大限に配慮すべきであり、正当な理由なく公にしてはならないことを明らかにした条例第3条の趣旨にも合致する。

#### 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。この規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。

そこで、以下においては、本件で請求された公文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検討することとする。

##### 2 本件で公開請求された公文書について

本件で公開請求された公文書は、「特定職員の懲戒処分に関する文書の一切」である。

したがって、本件存否応答拒否決定の当否の検証においては、実施機関が「特

定職員の懲戒処分に関する文書の一切」があることを明らかにした場合、これにより非公開とすべき事実が明らかになるものか否かを判断する必要がある。

### 3 条例第7条第1号該当性について

#### (1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しており、「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書のイは、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書のウは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

#### (2) 職員の懲戒処分に関する情報について

懲戒処分は、職員が地方公務員法等の法令の規定に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは義務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合になされる処分である。これらの行為をした事実及びそれ

に対して懲戒処分がなされた事実は、第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に当たる。また、この情報は、当該職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、第1号ただし書のウに掲げる情報には該当しないものと解すべきである。

#### 4 条例第10条第1項該当性について

##### (1) 本件対象文書の存否の情報について

実施機関によると、一般的に、懲戒処分時に作成されるその処分の発令に係る一連の決裁文書としては、発令同等が挙げられるとのことである（上記第3, 2, (2)参照）。

そうすると、特定職員の懲戒処分に関する発令同等が存在するのであれば、その事実そのものから、特定職員が懲戒処分を受けた事実そのものが明らかとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるといえる。

##### (2) 結論

以上のとおり、特定職員の懲戒処分に関する文書の一切は、その存否を明らかにすることにより、当該特定職員が懲戒処分を受けたかどうか明らかになるから、その存否自体が第1号本文の非公開情報に該当するものと認められる。

よって、実施機関が条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月3日	実施機関が審査会に諮問
平成26年7月30日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年10月21日（第2部会）	審議

平成26年11月26日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成26年12月10日（第2部会）	審議
平成27年1月27日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，勢一智子，錦谷まり子，井上禎男